

2013年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が押し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

➡ 県と市町村が一体となって徴収に取り組むことは、各自治体の安定した税収確保や職員の徴収技術の向上を図るために、有効であると考えます。

本市では、納税相談を収納課で随時受付を行っており、滞納原因や生活実態を十分に把握したうえで、適切に対応するよう努めています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

➡ 生活保護申請の意思のある方には、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めており、親族の扶養を強要して追い返すこともいたしません。また、保護が必要な方には申請手続きの援助指導を行うことにより、速やかに申請を受け付け、生活保護費の速やかな支給に努めています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

➡ 申請権の保障については①と同様であり、就労指導に従わないことを理由に申請を受け付けない、あるいは生活保護開始後も理由もなく保護を廃止するようなことは行いません。なお、就労支援については、ハローワークとも連携しながら、本人の希望や今までの経歴に合った就職先や職業訓練等の斡旋は行っておりますが、自治体独自で仕事を確保するようなことはいたしません。また、自動車等の資産についても、保有していることを理由に画一的に申請を認めないということはありませんが、保護決定後にその保有を容認するか否かを個々のケースの実情に応じて判断させていただきます。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

➡ 今回の保護費引き下げは、国の生活保護基準部会の検証を踏まえて、年齢や世帯人員、地域差の是正、さらに、他の一般低所得者との均衡を考慮し、物価下落を勘案するなどの考えから必要な適正化を図ったものであり、受給者の生存権は守られているものと認識しておりますので、今のところ、自治体独自の支援措置等は考えておりません。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

➡ 生活保護世帯数の増加に伴い、法律(社会福祉法第16条)に基づいた現業員の定数配置を適切に行っており、現業員は家庭訪問や窓口相談を通して就労支援や生活指導を丁寧に行っています。また、就労支援を専門に行う嘱託職員も配置しており、相談者の事情に応じたきめ細やかな支援にも力を入れています。なお、職員研修については、新任研修、査察指導員研修、先進地視察研修など、経験年数や、政策課題に応じた研修を随時行っています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

➡ 生活保護の不正受給対策として、退職した警察官OBを窓口等へ配置している自治体もあるようですが、今のところ、豊川市では配置の計画はありません。悪質な不正等が疑われるケースについては、個別に所管の警察署と連携を図ればよいと考えております。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起これないよう措置を講じてください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	39	134	23
重度訪問介護	1	310	310
行動援護	5	26	17
同行援護	1	10	10

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(36)人 最多支給時間数(35)時間 平均支給時間数(15)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり (○)なし

④計画相談支援の8月利用実績 (27)人

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(2)人(25年9月1日現在)

2)上記併給者のうち、介護保険の被保険者が介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乗せしている者の人数(生活保護受給者で65歳未満の者は除く)
(0)人(年 月 日現在)

3)2)のように介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

()介護保険の被保険者である障害者が介護保険サービスの支給限度額の制約から介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能。

()上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

4)併給についての広報について

()している (○)していない

→「している」と回答した場合、どのように広報していますか。

()市町村の広報 ()ホームページ

()介護保険関係でのお知らせ等 ()障害福祉関係でのお知らせ等

()その他→()

5)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(3)時間

⑥2013年度の障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の予算のうちの下記の予算額

1)自立支援給付 (275,866 千円)

うち介護給付 (185,328 千円) 訓練等給付 (65,880 千円)

2)地域生活支援事業 (22,073 千円)

⑦「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」での助成について

※政令指定都市と中核市以外の市町村のみお答えください

()助成を受けている (○)助成を受けていない。

→「助成を受けている」場合、助成を受けることでの変化や変更点がありましたら教えてください。

⑧障害者手帳所持者について

1)身体障害者(716)人 (H25年4月1日現在)

2)知的障害者(118)人 (H25年4月1日現在)

3)精神障害者(113)人 (H25年4月1日現在)

- ⑨市町村にある患者会、障害当事者の団体、家族会について
- 1) 身体障害者(1)団体 (H25 年 4 月 1 日現在)
 - 2) 知的障害者(1)団体 (H25 年 4 月 1 日現在)
 - 3) 精神障害者(1)団体 (H25 年 4 月 1 日現在)

7. 健診事業 ※2013年度の実施状況をご記入ください。(住民福祉課)(健康介護課)

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否 ※個別方式は、がん検診推進事業対象者のみ受診可能

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		可・不可	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>	
がん検診	胃がん	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		1,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>	
	大腸がん	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		500 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>	
	肺がん	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>	
	子宮がん	<input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>	※0 円	可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>	700 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>
	乳がん	超音波	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		1,200 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>
		マンモグラフィー	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		1,200 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>
前立腺がん	個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>		可・不可	600 円	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可 <input type="checkbox"/>	
歯周疾患	<input checked="" type="checkbox"/> 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 集団 <input type="checkbox"/>	0 円	可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/>		可・不可	

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について
 (○)実施している ()実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
 ()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる
 ()実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
 ()節目年齢に限定せず毎年受けられる (○)40・50・60・70歳の年に受けられる
 ()その他()

8. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。(健康介護課)

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	満 70 歳以上	3,000 円	4,000 円	2011.2.1
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2012年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
	②消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	③社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	④「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑧医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑨障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日

	⑩任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の⑤の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑥の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2012年度)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2012年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました